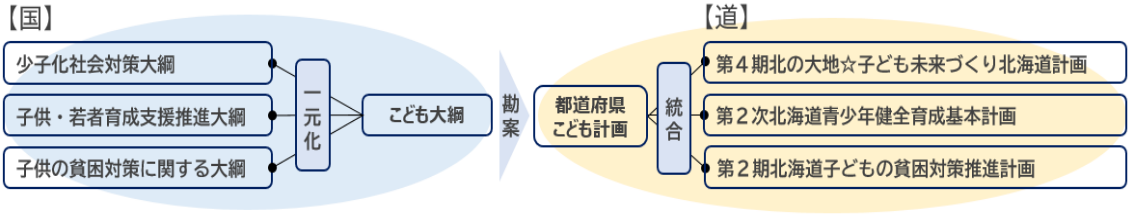

２　計画のめざす姿

本道の未来を担うこどもたちが、広い大地と豊かな自然の中で、伸び伸びと心豊かに成長することは、道民全ての願いです。

道では、こども基本法の施行を踏まえて、こども向けパブリックコメントなど、こども・若者の意見を道政に反映する取組を実施しているほか、こどもの権利保障等を基本理念とする「（仮称）北海道こども基本条例」の策定に向けて議論を進めるなど、大人が中心になってつくってきた社会を、「こどもまんなか社会」へと変えていくための取組を推進しています。

「こどもまんなか社会」とは、こども・若者が個人として尊重され、自分らしく、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であり、こうした社会の実現は、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、ひいては、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域で育み、地域社会の持続可能性を高めることにもつながります。

道では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、今後５年間のこども施策の目標や具体的取組を定め、こどもや若者、子育て世帯への切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施します。

3　計画の位置付け

本計画は北海道総合計画の特定分野別計画、こども基本法第 10 条に基づく都道府県こども計画として策定し、関連する次の九つの計画の内容を盛り込みます。

No	計画名	根拠（法・通知）
1	都道府県子ども･若者計画	子ども・若者育成支援推進法第９条
2	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する都道府県計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条
3	次世代成育支援に関する都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第９条
4	子ども･子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第 62 条
5	母子及び父子並びに寡婦に対する自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条
6	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第 17 条
7	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定について（令和６年３月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）
8	少子化対策に関する実施計画	北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第７条
9	青少年の健全な育成に関する基本計画	北海道青少年健全育成条例第９条

また、オール北海道で、持続可能な開発目標 SDGs を推進するため、道では、平成 30 年（2018 年）12 月に北海道 SDGs 推進ビジョンを策定しました。

本計画は、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策を総合的かつ計画的に推進することにより、SDG s の全てのゴール（ターゲット）の達成に資するものです。

4　他計画との関連

北海道創生総合戦略や北海道総合教育大綱と調和させるとともに、幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開します。

5　計画の期間

計画期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。

第２　こどもを取り巻く現状

１　少子化の現状や要因

（１）少子化の現状

本道の出生数は、昭和 31 年（1956 年）以降、年間 10 万人を下回り、一時的に回復した年はあるものの、減少の一途をたどり、令和 5 年（2023 年）には約 2 万 4 千人となっています。

また、合計特殊出生率（以下「出生率」という。）は、平成 17 年（2005 年）には 1.15（全国平均 1.26）まで低下し、その後、平成 20 年台には 1.2 台まで回復しましたが、令和 5 年（2023 年）は 1.06（全国平均 1.20）と過去最低水準となり、全国では東京に次いで 2 番目に低い状況となっています。

図表 1　本道における出生数及び合計特殊出生率等の推移

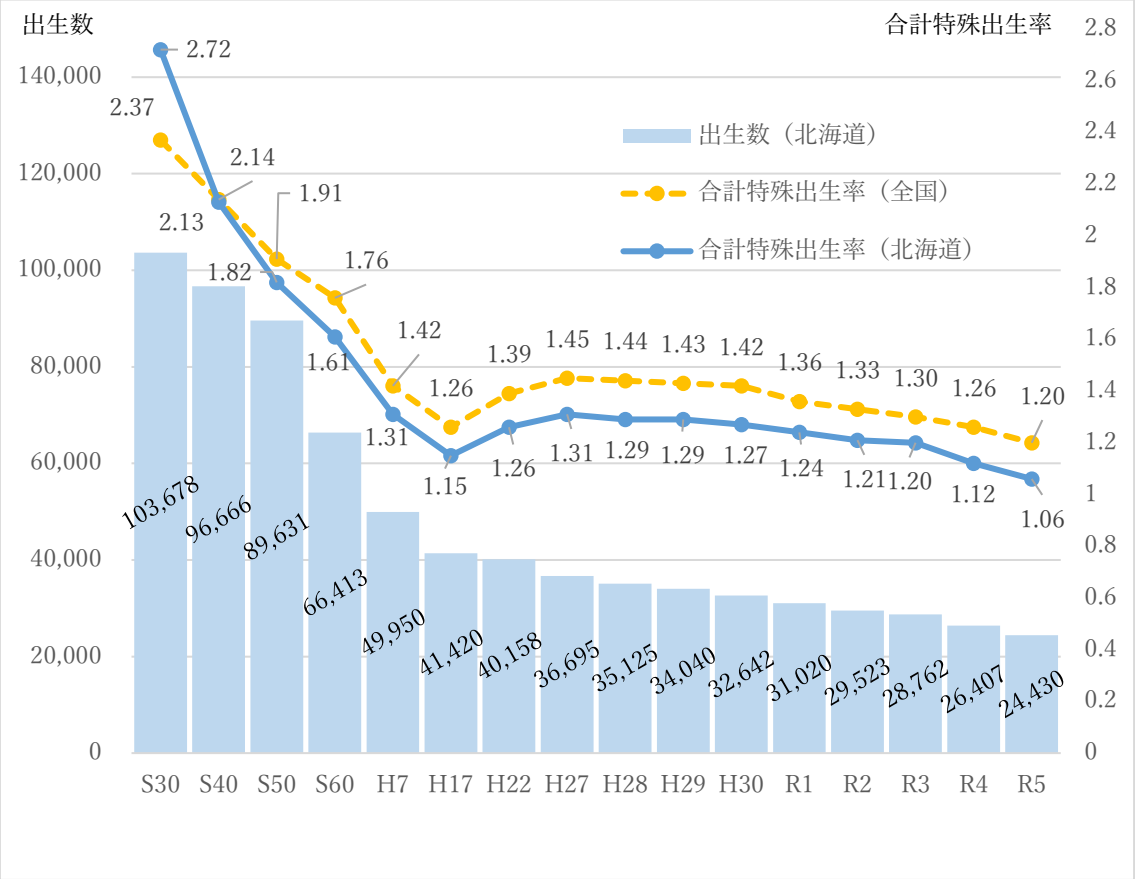

厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が発表した令和５年（2023 年）12 月の推計によると、このまま少子化が進行した場合、北海道の人口は令和 32 年（2050 年）には 382 万人まで減少することが予測されています。

図表 2　北海道の人口の推移と将来推計

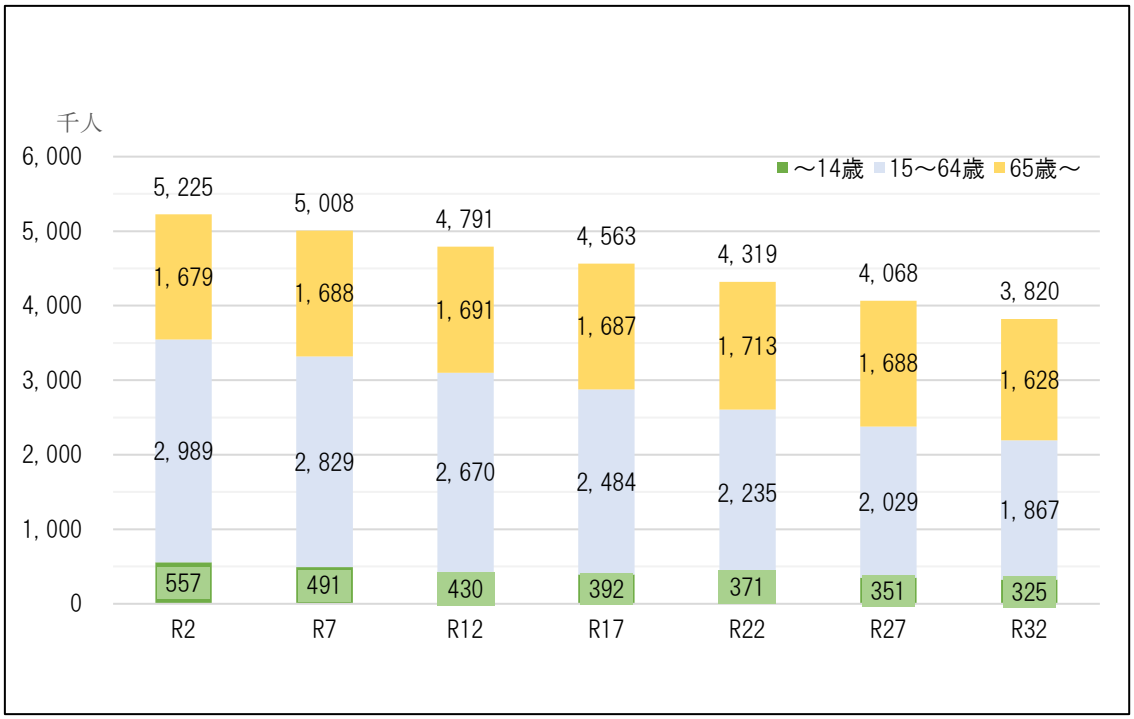

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５年推計）」

※R2 年は国勢調査による実績値

（2）少子化の要因

少子化の要因は、未婚化・晩婚化・晩産化のほか、本道では全国と比較して、核家族化が進んでいることや若年者の失業率が高いことなども影響し、これらの要因や背景が複雑に絡み合って、全国を上回るスピードで少子化が進行しているものと考えられます。

①　未婚化

直近の令和 2 年（2020 年）と平成 27 年（2015 年）を比べると、全国の未婚率（15 歳以上に占める未婚者の割合）は、男性で 1.2、女性で 0.7 ポイント上昇しています。

また、本道も、男性で 1.2、女性で 0.4 ポイント増加し、令和 2 年（2020 年）は、全国に比べ、男性で 2.7、女性で 1.3 ポイント低いものの、全国同様、上昇傾向にあります。

図表 3　未婚率の推移

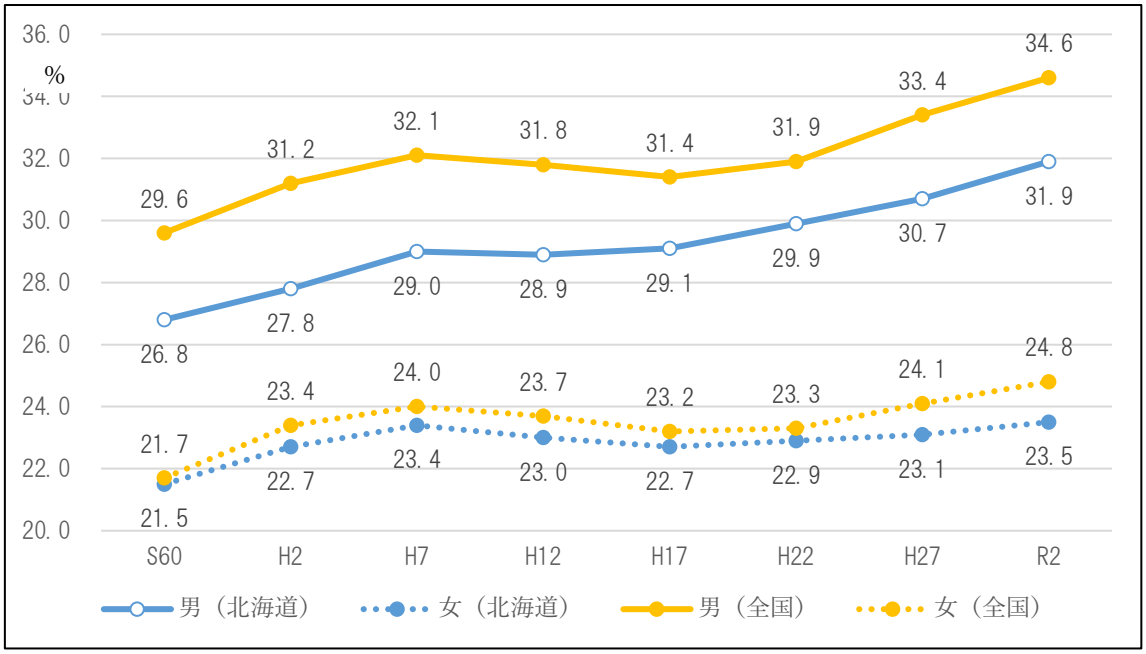

総務省「国勢調査」

②　晩婚化

全国の女性の平均初婚年齢は、平成 25 年（2013 年）の 29.3 歳に比べ、令和 5 年（2023 年）には 29.7 歳と 10 年間で 0.4 歳上昇しています。本道も同様の傾向であり、男性は平成 25 年（2013 年）の 30.4 歳に比べ、令和 5 年（2023 年）には 30.6 歳と 0.2 歳、女性は平成 25 年（2013 年）の 29.1 歳に比べ、令和 5 年（2023 年）には 29.4 歳と 0.3 歳上昇しています。

図表 4　平均初婚年齢の推移

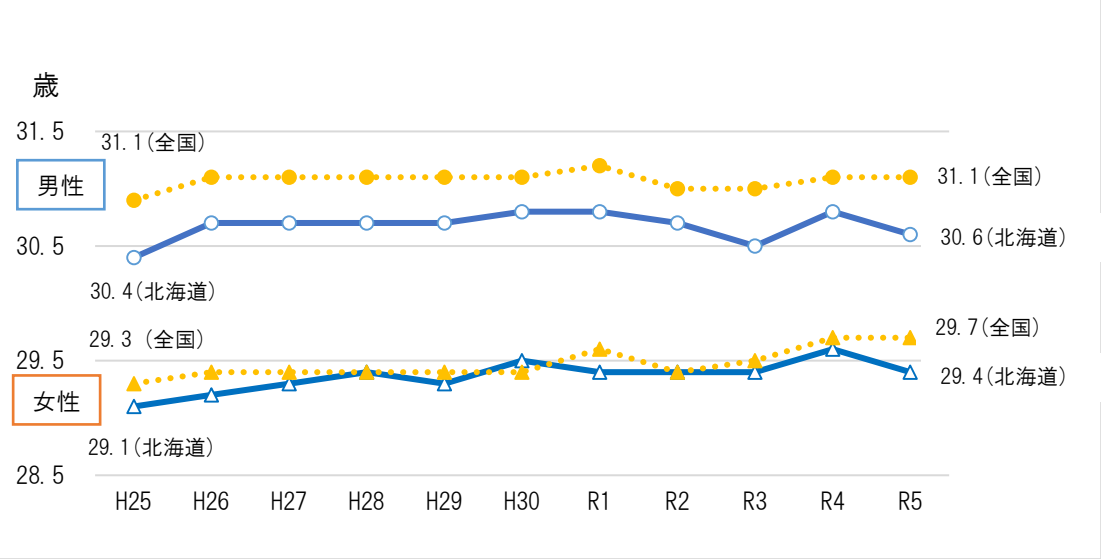

厚生労働省「人口動態統計」

③　晩産化

本道の第１子出生時の母親の平均年齢は、平成 25 年（2013 年）に 30 歳代になって以降、徐々に上昇し、令和５年（2023 年）には 30.5 歳となっています。

また、第２子、第３子出生時の年齢も上昇傾向にあります。

図表 5　母親の平均出生時年齢の推移

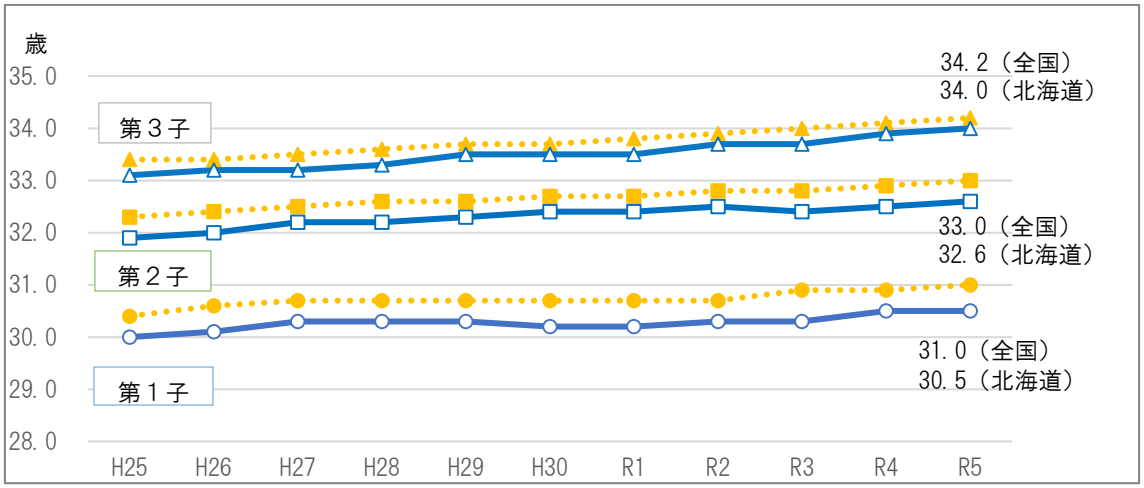

厚生労働省「人口動態統計」

④　核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、家庭内の子育て力が低下している状況にあります。

さらに、本道では、三世代同居世帯割合が令和２年（2020 年）で 2.41%と全国の 4.20%に比べ 1.79 ポイント、平均世帯人員も全国の 2.21 人に対し、2.04 人と 0.17 ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

図表 6　核家族化の状況

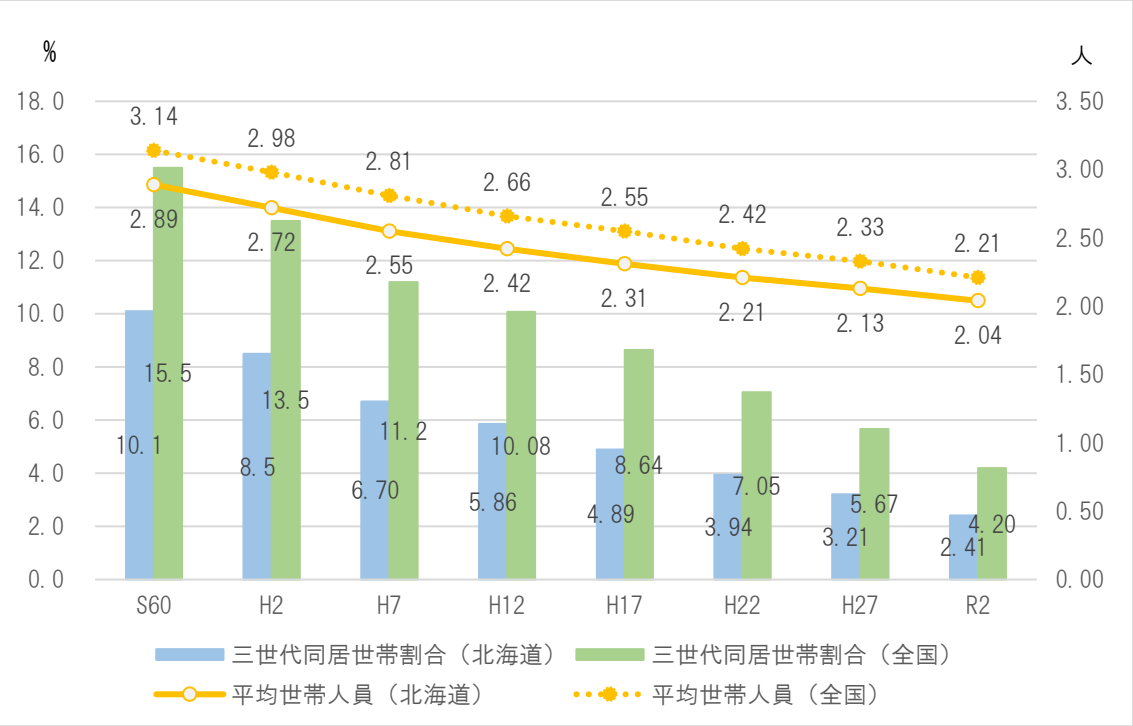

総務省「国勢調査」

⑤　女性の就業率

本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、上昇傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。

また、女性の年齢階級別就業率を平成 30 年と令和 5 年で比較すると、特に 25～34 歳の就業率が伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。一方、本道における年代別の女性の正規雇用率（その形状から「L 字カーブ」とも呼ばれる）をみると、20 代後半から 30 代にかけて全国との差が開いています。

図表 7　女性の就業率（全年代）

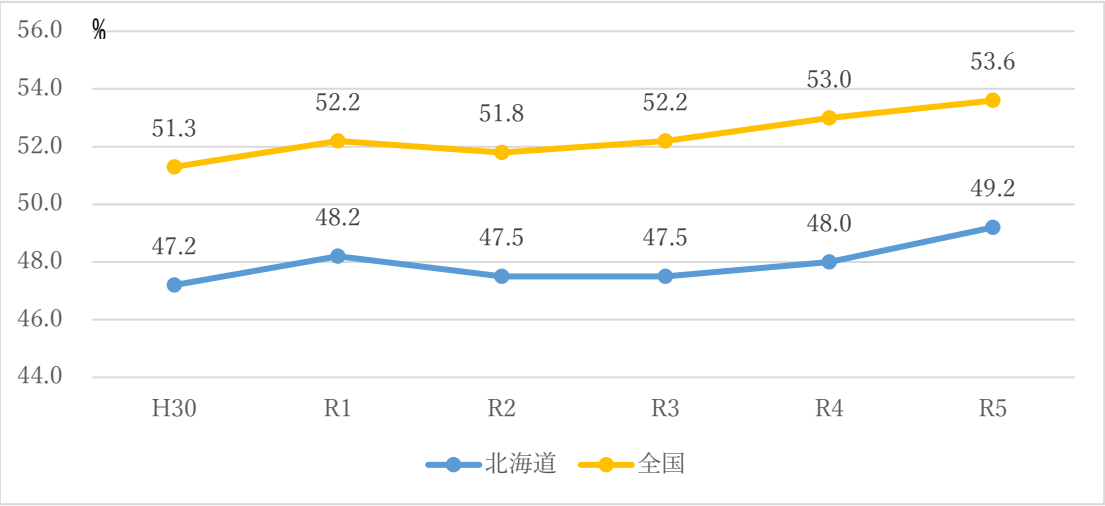

総務省「労働力調査」

図表 8　女性の就業率（年齢階級別）

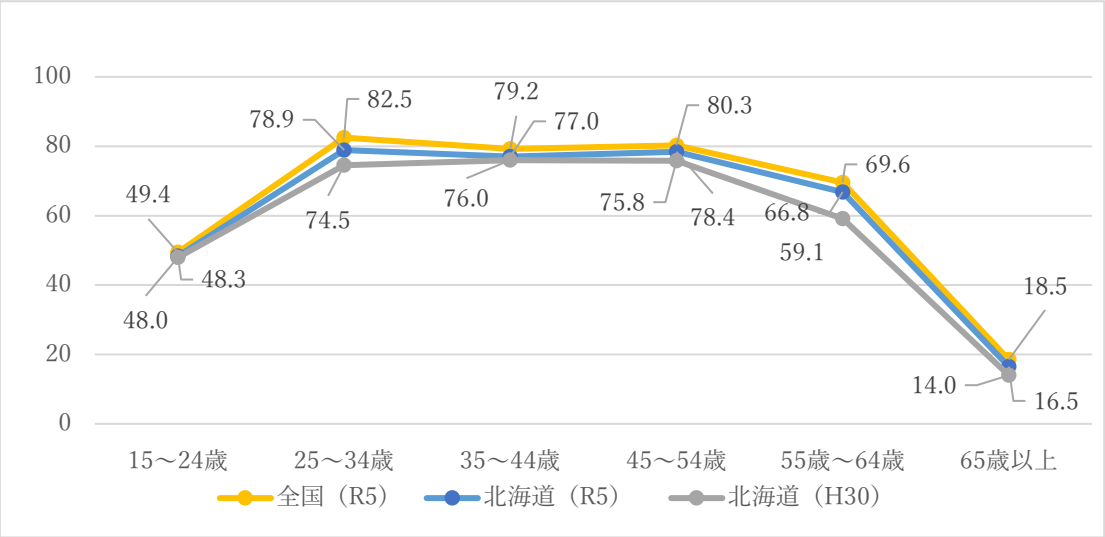

総務省「労働力調査」